

佐久大学看護学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は佐久大学看護学部における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目等)

第2条 開設する授業科目、配当年次・学期及び単位数並びに必修・選択・自由の別等は、別表第1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。履修登録は、履修届を教務課に届け出ることによって行うものとする。

2 授業科目によっては、その内容との関連において、それぞれ先行して履修すべき科目（以下「先修科目」という。）の単位を修得あるいは修得見込みでなければならない。

3 先修科目は、別表第2のとおりとする。

(履修登録の制限)

第4条 次の各号に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 1年間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限は、48単位とする。ただし、成績優秀者については、願い出により、上限を超えて履修登録を認めることができる。

(履修登録の変更)

第5条 履修登録後は、毎学期の所定の期間に限り、授業科目の変更及び追加、取り消しを認める。それ以外の期間については、原則として履修登録の変更は認めない。

(成績評価)

第6条 各授業科目について、講義及び演習の場合は2/3以上、実験・実習及び実技の場合は4/5以上出席した場合に成績評価の対象となる。

2 各授業科目の学修の評価と単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験などにより行う。

3 成績の評価は、学則第31条に基づき、次のとおりとする。ただし、成績評価の対象とならない授業科目の成績表示は、欠とする。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

(総合成績評価)

第7条 前条の成績評価に対して、評価の対象となる期間に履修登録したすべての授業科目について、不合格の授業科目も含めて、次式により科目毎のグレード・ポイント（以下「GP」という。）を算出する。

$$\text{各科目のGP} = (\text{評点} - 55) / 10$$

ただし、評点が60点未満または「欠」の科目のGPは0.0として計算する。

評点が60点以上の科目のGPは4.5～0.5の間で0.1刻みとなる。

判定	合格				不合格
	S	A	B	C	
評価	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
GP	4.5～3.5	3.4～2.5	2.4～1.5	1.4～0.5	0.0

- 2 前号により算出した各科目のGPを基にして、次式により評価の対象となる期間の総成績評価を算出する。(以下「f-GPA」という。)

$$f-GPA = \frac{\text{(履修登録した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}} \quad \text{※小数点第3位以下四捨五入}$$

f-GPAは、学期毎に履修登録したすべての授業科目を対象として算出された「学期f-GPA」及び入学後に履修登録したすべての授業科目を対象として算出された「通算f-GPA」の2種類とする。

(追試験)

第8条 疾病、その他やむを得ない事情により試験を欠席した者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けようとする者は、追試験願と追試験料を当該試験実施後5日以内に、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は証明書又は理由書を添えて教務課に提出し、学長の許可を得なければならない。

- 3 追試験の成績評価は、80点を上限とする。

(再試験)

第9条 試験(前条に規定する追試験を含む。)を受験して不合格となった者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、科目責任教員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

- 2 試験を欠席した者のうち第8条1項に該当しない場合、科目責任者の判断により、再試験を行うことがある。

- 3 前項の再試験を許可された者は、再試験願を指定された期日までに、再試験料を添えて教務課に提出しなければならない。

- 4 再試験で合格した場合の成績評価は、Cとする。

(進級の要件・仮進級)

第10条 2年次および3年次に、1年次から所属年次までに配当されている専門教育科目必修科目をすべて修得した場合は、進級を認める。

- 2 2年次または3年次において、学年末までの専門教育科目必修科目の不合格単位数の合計が、所属年次に配当されている専門教育必修科目の総単位数の10%を超えない者は、仮進級とすることができる。ただし、実習科目については、2科目以上不合格の場合は仮進級できない。専門教育科目必修科目が第6条に規定する時間数に満たない場合は、原則として仮進級できない。

- 3 EBN実習ⅠまたはⅡが不合格の場合は、進級を認めない。

4 進級の認定は、学年末に教授会の審議を経て、学長が行う。

(留年)

第11条 第10条に定める仮進級の条件を満たさない者は、留年とする。

(再履修)

第12条 単位を修得できなかった授業科目については、原則として再履修し、第6条第1項に規定する条件を満たさなければ成績評価の対象としない。

2 再履修後の定期試験等で合格した場合の成績評価はCとする。

3 再履修後の成績評価での不合格単位数は、その年度の不合格単位に加算する。

(不正行為)

第13条 試験において不正行為をしたときは、当該授業科目を不合格とする。また、同学期内の以後の試験の受験資格を与えない。

(既修得単位の認定)

第14条 入学前又は入学後に大学、短期大学、高等専門学校の特攻科、その他文部科学大臣が定める学修で修得した単位は60単位を超えない範囲で卒業要件単位として認定する。

2 認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書により所定の期日までに申請し、審査を受けなければならない。

3 単位認定された授業科目の成績表示は、認定とする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附則 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 1. この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

附則 1. この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

2. この改正施行の際に、平成22年3月31日までに在学する学生への適用については、従前の例による。

附則 1. この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

2. 改正施行後の第12条については、平成21年度以前に入学した学生への適用はしないこととする。

附則 1. この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

2. この改正施行の際に、平成25年3月31日までに在学する学生への第6条3項の適用については、従前の例による。

3. 改正施行後の第7条については、平成25年度入学生より適用する。

4. 改正施行後の第13条については、平成21年度以前に入学した学生への適用はしないこととする。

附則 1. この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

(経過措置)

2. この改正施行の際に、令和3年3月31日までに在学する学生への第7条の適用については従前の例による。

別表第1 授業科目等（第2条関係）

〈略〉 シラバス「教育課程表（平成24年度～令和2（2020）年度入学生用）」及び「教育課程表（令和3（2021）年度入学生用）」参照

別表第2 先修科目（第3条関係）

（平成24（2012）年度～令和2（2020）年度入学生用）

授業科目名	先 修 科 目
E B N実習Ⅱ	生活援助論Ⅰ・Ⅱ、E B N実習Ⅰ、フィジカルアセスメント
成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	E B N実習Ⅱ、成人看護学概論、成人看護援助論Ⅰ・Ⅱ
老年看護学実習	E B N実習Ⅱ、老年看護学概論、老年看護援助論
精神看護学実習	E B N実習Ⅱ、精神看護学概論、精神看護援助論
小児看護学実習	E B N実習Ⅱ、小児看護学概論、小児看護援助論
母性看護学実習	E B N実習Ⅱ、母性看護学概論、母性看護援助論
在宅・地域看護学実習	E B N実習Ⅱ、地域看護学概論、地域看護援助論Ⅰ
看護総合実習	成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習、精神看護学実習、 小児看護学実習、母性看護学実習、在宅・地域看護学実習 ※地域看護学を選択した場合 上記科目に加え、地域看護援助論Ⅱ・Ⅲ、地域看護システム論
地域看護学実習	看護総合実習

注) E B N実習Ⅰ・Ⅱは、平成28年度より基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱの科目名称を変更した。

（令和3（2021）年度入学生用）

授業科目名	先 修 科 目
E B N実習Ⅱ	看護展開論、生活援助論Ⅰ、フィジカルアセスメント
在宅看護論実習	E B N実習Ⅱ、形態機能学Ⅰ・Ⅱ、健康障害と治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 在宅看護概論Ⅰ・Ⅱ、公衆衛生看護学概論、在宅看護援助論
成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	E B N実習Ⅱ、形態機能学Ⅰ・Ⅱ、健康障害と治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 成人看護学概論、成人看護援助論
老年看護学実習	E B N実習Ⅱ、形態機能学Ⅰ・Ⅱ、健康障害と治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 老年看護学概論、老年看護援助論
小児看護学実習	E B N実習Ⅱ、形態機能学Ⅰ・Ⅱ、健康障害と治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 小児看護学概論、小児看護援助論
母性看護学実習	E B N実習Ⅱ、形態機能学Ⅰ・Ⅱ、健康障害と治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 母性看護学概論、母性看護援助論
精神看護学実習	E B N実習Ⅱ、形態機能学Ⅰ・Ⅱ、健康障害と治療Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 精神看護学概論、精神看護援助論
地域生活者交流実習Ⅱ	地域生活者交流実習Ⅰ

授業科目名	先 修 科 目
看護総合実習※	在宅看護論実習、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習、 小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習 ※公衆衛生看護学を選択した場合 上記科目に加え、公衆衛生看護活動展開論
公衆衛生看護学実習	看護総合実習

※看護総合実習では、単位修得済み実習科目の領域において実習します。(つまり、修得見込みの実習科目がある場合、その領域では総合実習が受けられません。)